

送配電等業務に係る行動規範（規程）

平成29年 7月 1日（制 定）

平成30年12月13日（第1回改正）

ネットワーク企画室

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 情報の目的外利用の禁止	1
5. 差別的取扱いの禁止	2
6. 人事異動の制限と異動後の扱い	2
7. 監査等の実施	2

送配電等業務に係る行動規範（規程）

1. 目的

この規程は、電気事業法第23条および『適正な電力取引についての指針』（公正取引委員会、経済産業省）にもとづき、送配電等業務に係る当社と他の電気供給事業者との公平性を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

この規程は、取締役、執行役員および従業員に適用する。

3. 用語の定義

この規程における用語の定義は次による。

(1) 託送供給等業務

託送供給および電力量調整供給の業務をいう。具体的には以下のとおり。

- ・ 託送供給および電力量調整供給に関する、送配電系統への系統連系に必要となる設備工事の検討・計画・実施
- ・ 送配電系統の保守・運用
- ・ 託送供給および電力量調整供給の契約締結など

(2) 送配電等業務

託送供給等業務およびその他の変電、送電、配電に係る業務をいう。

(3) 送配電部門

送配電等業務を行う業務機関または部署をいう。

(4) 関連部門

上記送配電等業務を遂行するにあたり適宜必要となる、以下の業務を行う業務機関または部署をいう。

- ・ 業務全般における法規業務
- ・ 検討料・工事費負担金・託送料金等の申受けを確認する業務
- ・ 設備工事における資材発注・請負付託を行う業務

(5) 小売部門

当社の電気の販売営業活動、契約等および卸電力取引市場における供給力の調達・販売等の業務を行う業務機関または部署をいう。

(6) 電気供給事業者等

託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者を含む）、その需要者およびその発電者（事前相談の段階の者を含む）をいう。

(7) 関連情報

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者等に関する情報をいう。

4. 情報の目的外利用の禁止

託送供給等業務に関して知り得た電気供給事業者等の情報を当該業務の目的以外に利用し、または提供してはならない。

5. 差別的取扱いの禁止

送配電等業務について、特定の電気供給事業者等に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な扱いをし、もしくは不利益を与える行為をしてはならない。

6. 人事異動の制限と異動後の扱い

- (1) ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所から、小売部門への直接の人事異動を行わない。
- (2) 送配電部門および関連部門の者は、その職を離れた後も「4. 情報の目的外利用の禁止」を遵守する。

7. 監査等の実施

送配電部門および関連部門は、送配電等業務に関する社内外のルールの遵守・管理状況について定期的に審査室またはネットワーク審査室による内部監査を受け、必要に応じて是正措置を行う。